

## 足立区建設工事の環境保全対策に係る指導の基準等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、解体工事等に伴う公害の発生を防止することにより、工事現場の周辺の生活環境を保全するために、法令に定めのない事項に関して区長が行う指導(以下「指導」という。)の基準等を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 対象建設工事 次のいずれかに該当するものをいう。

ア 騒音規制法施行令(昭和43年政令第324号)第2条又は振動規制法施行令(昭和51年政令第280号)第2条に規定する作業

イ 大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)第18条の17に規定する届出対象特定工事

ウ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)第9条第1項に規定する対象建設工事

エ アからウまでに掲げるもののほか、区長が認める工事

(2) 工事業者等 対象建設工事に関する元請業者若しくは下請業者又は請負契約によらないで自ら対象建設工事を行う者をいう。

(指導等の基準)

第3条 本要綱に基づく指導の対象は、前条第1号の対象建設工事とし、指導等の基準は、次のとおりとする。

(1) 建設機械を使用する場合は、低騒音かつ低振動のものを使用するとともに、粉じん対策として散水を徹底すること。

(2) 対象建設工事(建築物に係るものに限る。)を行う建築物の周辺又は作業場所の周囲に、仮囲い、養生シート等を設置すること。ただし、周辺の状況により適法かつ安全に設置できない場合は、この限りでない。

(3) 対象建設工事(建築物に係るものに限る。)の敷地境界において騒音規制法(昭和43年法律第98号)又は都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成12年東京都条例第215号。以下「環境確保条例」という。)に定める基準を超える騒音が発生することが予想される場合は、防音シートその他の防音のための設備の設置等の措置を講ずること。

(4) 火気を使用する場合又は作業で火花等が発生する場合は、火気等の取扱に十分注意するとともに、適切な消火設備、防災シート等を設けるなど、火災防止の措置を講ずること。

(5) コンクリートの破片の小割り及びバケットによるふるいは、必要最小限にとどめること。

- (6) 対象建設工事に伴う車両の出入りがある場合は、通行人の安全確保のため、誘導員等を配置するよう努めること。
- (7) 対象建設工事のための車両・重機のアイドリングストップに努めること。
- (8) 建築物等の状況からねずみ等の生息のおそれがあると推察される場合は、ねずみ等の発生状況を調査し、必要に応じてねずみ等を駆除するための対策を実施すること。
- (9) 日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日は原則として対象建設工事を行わないこと。また、対象建設工事を行う期間が1月を超える場合において、土曜日に対象建設工事を行うときは、騒音及び振動を低減するよう努めること。
- (10) 対象建設工事を行う期間中、対象建設工事の現場に工事業者等の連絡先を表示すること。
- (11) 対象建設工事の現場の周辺住民に配慮し、公害現象についての苦情が申し立てられたときは誠意をもって対応すること。

(区の対応)

第4条 区長は、必要に応じて対象建設工事の現場の状況を調査し、騒音又は振動を測定することができる。

- 2 区長は、対象建設工事の現場から発生する騒音又は振動が騒音規制法、振動規制法（昭和51年法律第64号）又は環境確保条例に定める基準を超えている場合は、当該法律又は条例に定める措置を行うことができる。

(工事業者名の公表等)

第5条 区長は、本要綱に基づく指導に応じない工事業者等がある場合において、必要があると認めるときは、工事業者等又は工事発注者に対し指導に従うよう勧告することができる。

- 2 区長は、工事業者等が前項の規定による勧告に従わない場合において、特に必要があると認めるときは、工事業者等が当該勧告に従わない事実を公表することができる。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、区長が別に定める。

付 則（4足環活発第1732号 令和5年3月15日 区長決定）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。